
富山市官民連携提案制度
募集要項
（テーマ：樫尾小学校跡地の利活用）

令和6年7月
（令和6年8月修正版）
富山市

[目次]

1	はじめに	1
2	募集概要	1
	(1) テーマ	
	(2) 募集背景	
	(3) 全体スケジュール（予定）	
	(4) 各種要件	
3	公募に係る手続き	3
	(1) 手続きフロー	
	(2) 現地調査（任意）	
	(3) 事前相談（必須）	
	(4) 提案書の提出	
	(5) 資格審査	
	(6) 提案審査	
	(7) 協定締結	
	(8) 詳細協議	
	(9) 契約	
	(10) 事業実施	
4	その他	8
	(1) 参加辞退	
	(2) 失格事項	
	(3) モニタリング	
5	お問い合わせ先	8
6	施設概要	9
	(1) 施設名称及び所在地	
	(2) 地域特徴	
	(3) 施設情報	
	(4) 建物配置図	
	(5) 平面図	
	(6) 施設内部写真	
	(7) 維持管理費用実績	

1 はじめに

本市では、限られた経営資源の中で山積する課題を解決し、しなやかで強い、持続可能な都市経営を実現することを目的に、市と民間事業者が**対話を重ねながら共に事業化**を図る「**官民連携提案制度**」を実施しています。

本制度では、公共空間の活用に関し、従来の手法や発想にとらわれない、民間事業者ならではの独創的な提案を求め、地域課題の早期解決や地域経済好循環の実現を目指し、基本コンセプトを、「**地域資源を活かし、ひとを育て、まちを育む**」としています。

本制度にて提案いただいた内容は知的財産として取り扱い、提案が採用され、本市との協議が調い事業化が決定した際には、提案者と契約等の締結（随意契約）を行い、事業を実施します。

ぜひとも、積極的にご提案いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2 募集概要

(1) テーマ

榎尾小学校跡地の利活用（富山市八尾町小長谷 3 4 9）

(2) 募集背景

本市では、全ての子どもたちに質の高い教育環境を提供し、将来にわたって維持していくため、市立小・中学校再編計画を策定し、市立小・中学校の適正規模・適正配置に向けた議論を進めています。その中で、榎尾小学校は令和 6 年 4 月に八尾小学校へ統合されることとなり、145 年の歴史に幕を閉じました。

榎尾小学校の校舎は築年数が比較的新しいことや学校として小規模であること、立地する土地が都市計画区域や用途地域の指定がないことから、利活用に供しやすい環境が整っています。

(3) 全体スケジュール（予定）

提案状況や事業内容により変更となる場合があります。

募集要項公表	令和 6 年 7 月 5 日
現地調査（任意）	令和 6 年 7 月 5 日～10 月 15 日
事前相談	
提案書の提出	
資格審査	令和 6 年 10 月中旬
提案審査	令和 6 年 11 月上旬～中旬
協定締結	令和 6 年 12 月中
詳細協議	令和 7 年 1 月～最大 1 年程度
事業化可否決定	
契約締結	議決が得られた場合、又は協議成立時

(4) 各種要件

(ア) 提案内容

- ① 提案内容は、檜尾小学校跡地の利活用に関するもので、次のいずれかに該当するものとしてください。
 1. 地域課題の解決に繋がるもの
 2. まちの魅力や価値向上に繋がるもの
 3. 地域経済の好循環に繋がるもの
- ② 「富山市官民連携提案制度」の基本コンセプトを踏まえ、事業を実施する際には、市内事業者との連携、地元雇用、地域資源の活用など、地域経済に資するビジネスモデルの構築に努めてください。
- ③ 本市の新たな財政負担を伴わないこととします。ただし、数年後に投資回収ができる見込みが立つものや、トータルコストが縮減されるものなど、本市の都市経営に貢献する提案として、本市が予算措置をすべきと判断した場合は、この限りではありません。
- ④ 土地に現存する建物や附帯設備等は、現状のまま全て一括で利活用をすることとします。ただし、部分的な利活用については、提案内容を踏まえ本市との協議を経て決定します。
- ⑤ 土地・建物ともに原則、購入または賃貸し、利活用をすることとします。ただし、公益性や都市経営の観点から本市が必要と判断した場合は、地方自治法の規定に基づき、市議会の議決を経た上で、減額貸付や無償譲渡を行うことがあります。
- ⑥ 事業期間は交渉権者と本市が合意した期間とします。

(イ) 対象外

- ① 公共サービスの向上を伴わない、単なる事業（施設）の廃止や未利用市有地の購入のみを目的とする提案
- ② 本市が既に実施している事業で単に事業実施者となろうとする提案
- ③ 単に自社製品等を斡旋しようとする提案
- ④ 本市や第三者が企画を実現することを期待するだけの提案
- ⑤ 法令等に抵触する事業を含む提案

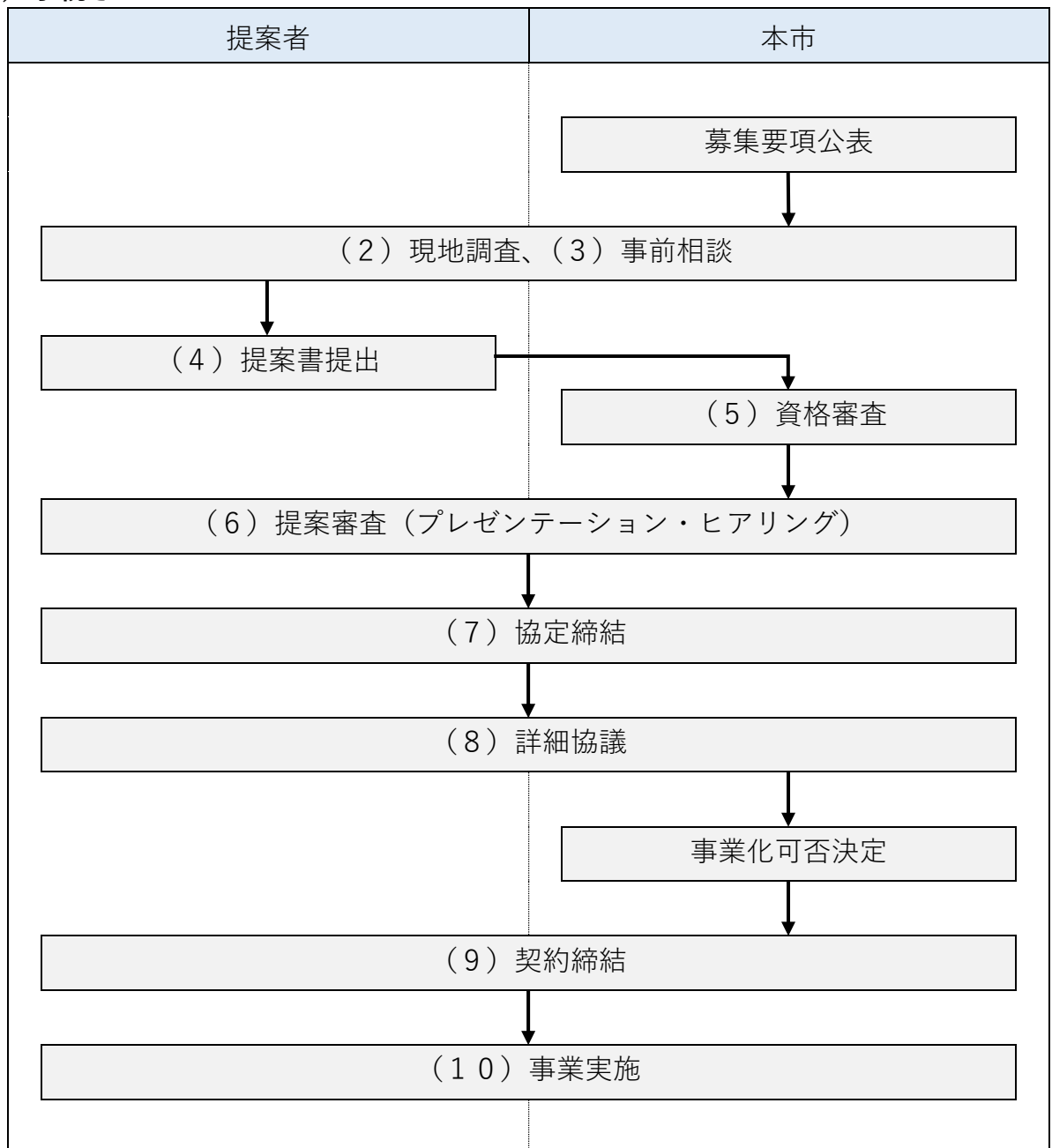
(ウ) 資格要件等

- ① 提案者は、提案内容を自ら実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主、各種団体とします。
- ② 複数の事業者が連携して提案を行う場合は、グループの代表者と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明示することとします。
- ③ 提案の受付期間の最終日において、次のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
2. 会社更生法、民事再生法又は破産法に基づく手続開始の申立てをしている者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
4. 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者
5. 国税又は地方税を滞納している者
6. 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

3 公募に係る手続き

(1) 手続きフロー



(2) 現地調査（任意）

提案内容の検討にあたり、現地調査を行うことができます。希望する場合は、電話等によりお申し込みください。

(3) 事前相談（必須）

事前相談は、与条件の整理や対話による提案内容のブラッシュアップにより、事業の実現可能性を高めるため必須とします。

(ア) 事前相談申込書（様式 1）に必要事項を記入の上、直接又は郵送、メール等によりお申し込みください。

※対話の申込み時点では、提案書等を提出する必要はありません。

※オンラインでの事前相談も可能です。

※任意の書面にて質問事項を作成いただき、メールでの質疑回答も可能です。

(イ) 事前相談に回数制限はなく、提案審査に影響を及ぼしません。本市の課題の情報共有や相互理解の観点からも、積極的に活用ください。

(ウ) 官民連携提案制度に関する質疑及び回答については、内容を本市ホームページで公表します。ただし、提案内容に関する内容については、提案内容の知的財産保護のため、質疑者あてに個別に回答します。

(4) 提案書の提出

(ア) 提出書類

提出する書類及び提出部数は次のとおりです。各様式については本市ホームページからダウンロードできます。

名称	内容	様式	紙媒体	PDF
提案書	提案内容、希望事業実施期間、事業効果、収支計画等	様式 2	1 部	○
補足資料 (任意)	提案書を補足する資料がある場合は添付	自由	1 部	○
提案団体調書	構成員、役割分担等	様式 3	1 部	○
誓約書	—	様式 4	1 部	—
決算書類 (直近 3 年分)	貸借対照表、損益計算書等	—	1 部	—

(イ) 提出方法

提出方法は、持参又は郵送とします。受付期間中に（ア）の提出書類及び PDF データ（提案書、補足資料、提案団体調書）を提出してください。

持参の場合、提出時間は市役所開庁日（平日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、土、日、祝祭日は受付できません。（郵送の場合は、提出書類の受付最終日の消印有効）なお、PDF データは受付最終日までに電子メールで送付してください。

(ウ) 費用負担

提案に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

(エ) 提案書類の取り扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は原則返却しません。
- ② 提出書類は、提案審査の目的以外に使用しないものとします。また、第三者に情報を漏らしません。
- ③ 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。
- ④ 交渉権者となった場合、提出書類の著作権は本市に帰属するものとします。

(オ) 法令等の遵守

提案にあたり、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。

(5) 資格審査

(ア) 審査方法

提出書類に基づき、参加資格及び提案の要件を満たしているか審査を実施します。

(イ) 審査結果の通知

参加資格及び提案の要件を満たしていることが確認された提案を有効提案とし、審査結果を提案者に対し文書又は電子メールにて通知します。提案審査の日程を別途通知します。

なお、審査に対する異議申し立ては受け付けません。

(6) 提案審査

(ア) 審査方法

提案者によるプレゼンテーションを受け、市職員で構成される審査委員会に

て審査を行います。なお、審査の透明性を確保するとともに、ビジネスとして採算が取れるプロジェクトの実現を図るため、富山市 PPP 事業手法検討委員会委員等の外部有識者の意見を踏まえ、協議対象提案を選定します。

※協議対象提案としての選定は、本市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決定するものであり、事業化を決定するものではありません。

(イ) プレゼンテーション・ヒアリング

- ① プレゼンテーションは、事前に提出した提案書及び補足資料（任意）を基に提案者が行います。
- ② プレゼンテーションの際に審査委員に配布する資料は、原則、事前に提出した提案書及び補足資料（任意）のみとし、それ以外の資料を使用する場合は、事前に調整することとします。
- ③ 審査は提案者毎に個別で行います。
- ④ 提案者側の審査への出席者数は３名までとします。
- ⑤ 提案審査の目安時間は、プレゼンテーション１５分程度、質疑応答（ヒアリング）３０分程度とします。
- ⑥ 審査は非公開で行います。

(ウ) 審査の着眼点

下記の項目を踏まえて採否を検討します。

項目	着眼点	配点
独創性	・ 独自の発想やノウハウ、技術、行政だけでは生み出せない付加価値があるか	10
公益性	・ 市民ニーズや地域特有の課題に応じた提案であるか (例) 若者や子育て世帯にとっての魅力向上、定住人口確保	10
	・ まちの魅力や総合力の向上が図られる提案であるか (例) 子供から高齢者まで誰もが暮らしやすい地域社会構築	
	・ 地域経済の成長に資する提案であるか (例) 新たなビジネス創出（特産物の開発等）、地域の雇用と所得の確保・発展	
実現性	・ 事業計画の具体性があり、実現性が高い提案であるか ・ 事業の実施体制を確保できるか ・ 収支計画に無理がなく、継続性が高い提案となっているか	10

(エ) 審査区分

採用 (一部採用を含む)	協議対象提案として事業化に向けて協議を行うもの (採用となった提案者を交渉権者とします)
不採用	事業化に適さないもの、現時点では実現困難なもの、 本制度による事業者を選定することが不適当と判断 されたもの等

(オ) 審査結果の通知・公表

提案審査の評価結果は、応募者に対して文書又はメールにて通知します。グループで応募した場合は、代表となる事業者に通知します。

また、採用となった提案は「提案事業名、交渉権者、提案事業概要」を市ホームページで公表します。

(7) 協定締結

交渉権者と市は、提案内容の事業化に向けた協定(様式6)を締結します。なお、締結にあたり、法人登記事項証明書や市税の納税証明書等の書類提出をお願いする場合があります。

(8) 詳細協議

協定の締結後、交渉権者と本市は、事業化に向けた諸条件、事業開始時期、事業期間、必要な手続きの調整等について詳細協議を行います。

協議期間は、原則として協定締結から1年以内としますが、交渉権者と本市が協議し、合意した場合は、協議期間を延長できるものとします。

協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除します。その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本市は責任を負いません。

(9) 契約

(ア) 契約締結

詳細協議により交渉権者と本市が合意した場合は、提案事業の実施にあたり必要な契約等を締結(随意契約)します。

本制度は解除条件付きの制度であり、交渉権者との協議が成立した場合においても、当該事業について市議会での議決が得られない等の理由により、提案事業の実施ができなくなった場合、提案は事業化されません。

(イ) 契約時期

- ① 市議会の議決が必要な場合は、議決後
- ② ①に該当しない場合は、協議が成立(双方が合意)した時点

(ウ) 留意事項

契約締結までの間に、交渉権者として不適当と認められる事情が生じたときは、協議対象提案の選定を取り消す場合があります。またその場合は、次点となった提案者を交渉権者とし、事業化に向けた詳細協議を依頼する場合があります。

(10) 事業実施

契約締結後、交渉権者は事業者として、責任をもって提案事業を実施することとします。

事業者と本市は公共サービスを連携して担うパートナーとして、お互いに誠意をもって提案事業の遂行に努めるものとします。

4 その他

(1) 参加辞退

提案書類の提出後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式5）を提案書受付の締切日までに提出すること。

(2) 失格事項

(ア) 提案書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(ウ) 本要項に定める手続きを遵守しない場合

(3) モニタリング

提案を事業化した後、本市が実施するモニタリング調査について、事業者は協力することとします。

5 お問い合わせ先

本募集要項に関する問い合わせ及び書類等の提出は、下記までご連絡ください。なお、書類等の受付を含め全ての事務取扱は、市役所開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時15分までとし、土、日、祝祭日は受付できません。

富山市 企画管理部 行政経営課 官民連携・公共施設マネジメント係

郵便番号：930-8510

住所：富山県富山市新桜町7番38号

電話：076-443-2021（直通）

Eメール：gyousei-01@city.toyama.lg.jp

6 施設概要

(1) 所在地

所在地：富山市八尾町小長谷 3 4 9



(2) 地域特徴

旧八尾町は富山市の南部に位置し、市内中心部からは電車で約 25 分、車で約 30 分の距離にあります。飛騨との交易の要衝、近隣集落の物資の集散地として、養蚕・和紙等の商いで栄えてきた歴史を持っています。

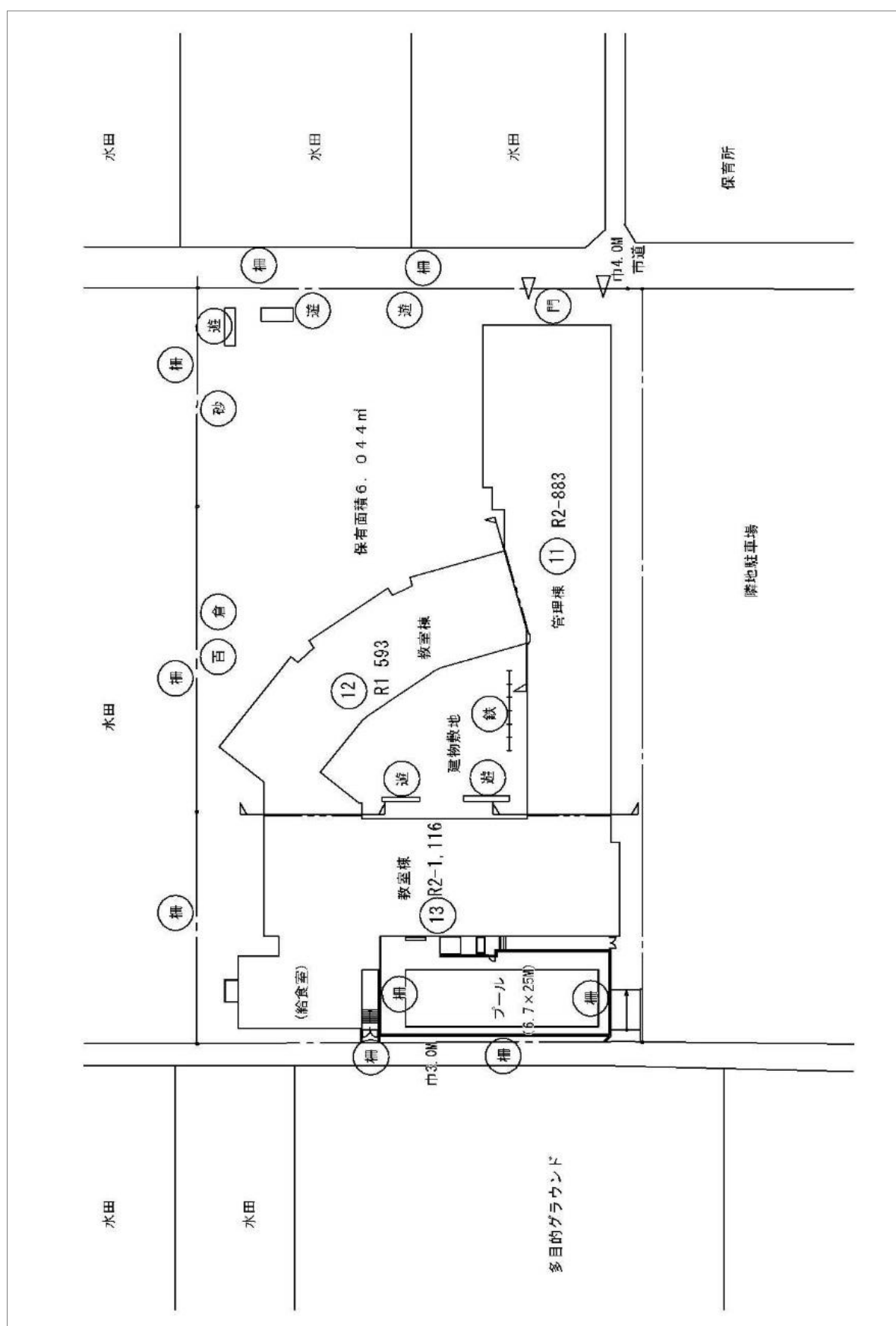
観光地として全国的に有名であり、300 年余り踊り継がれてきた越中八尾おわら風の盆が開催される際には、毎年国内外から多くの観光客が訪れます。また、1970 年代から続く曳山祭は、富山県有形民俗文化財に指定されている絢爛豪華な曳山が、町中を曳き回ります。これら伝統行事の関連施設として、曳山展示館と八尾おわら資料館があり、伝統行事と共に八尾の歴史等を学ぶことができます。

本事業用地周辺は自然豊かであり、ミズバショウの群生地や蛍の名所に加え、オフロード競技場、サイクルパークといったアクティビティ施設も充実しています。また、米や蕎麦、マスカット、しいたけ、芍薬等、多彩な農産物の生産も盛んであり、毎月、地元産の農産物、農産加工品の直売を行う「菜菜こられ市」が開催される等、コミュニティ活動も活発です。

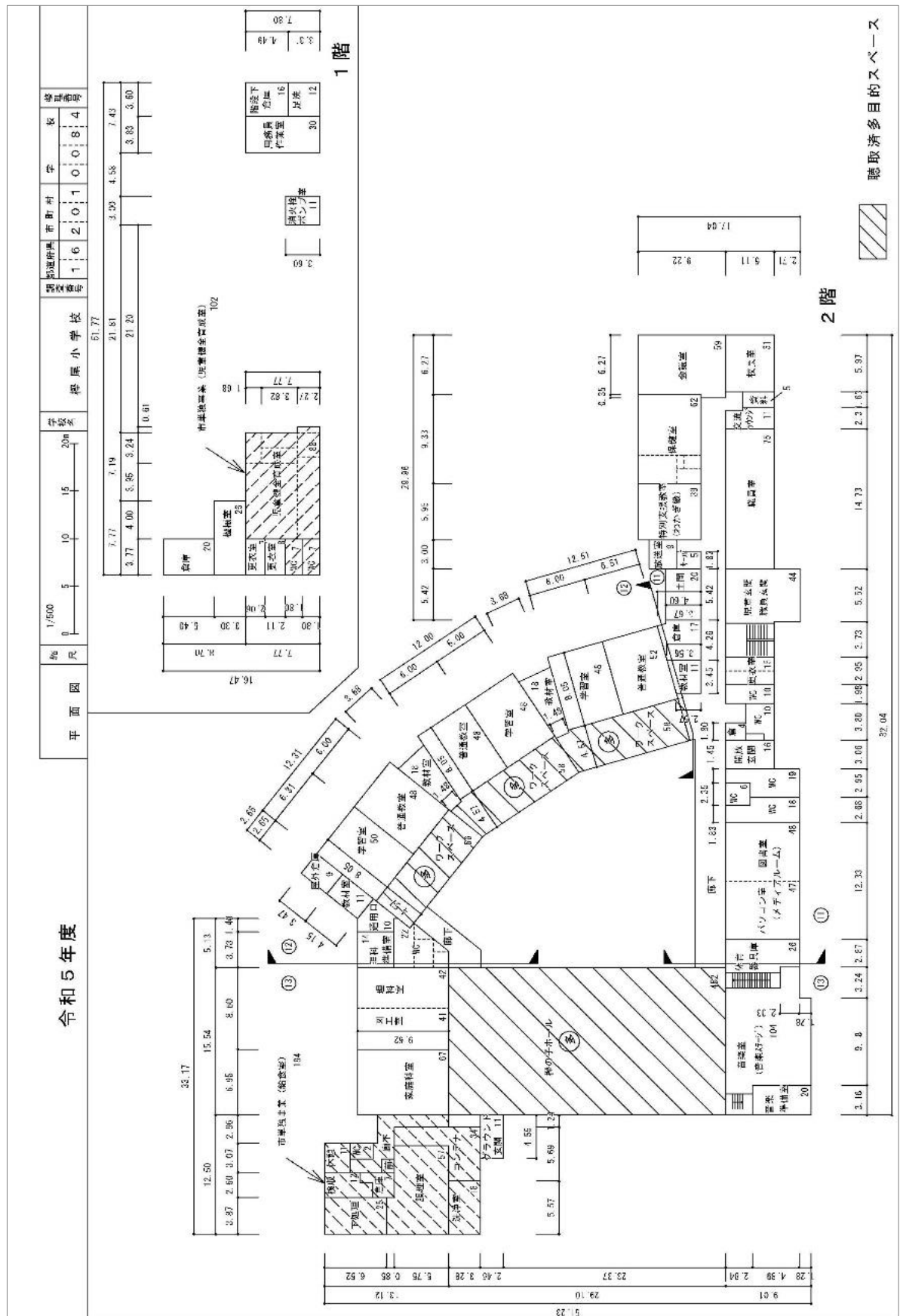
(3) 施設情報

主要施設	校舎（2,592 m ² ）、多目的ホール（450 m ² ）、プール（25m×3 コース）、調理室
校地面積	6,044 m ² （グラウンド、中庭有り）
借地	無し
校舎および体育館 （多目的ホール）建築年	2008 年（平成 20 年）
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て （1 階部分は、学童保育や駐車場等）
インフラ （2023 年 3 月まで使用）	電気設備：高圧および低圧（受電廃止済） ガス種別：LP ガス 給水設備：上水道 排水設備：特定環境保全公共下水
備品	既存の備品については、本市にて撤去予定 ※残置の必要がある備品については、提案内容を踏まえ本市との協議を経て決定
接道状況	南側 5 m 西側（駐車場を挟んで）6m
ナイター照明	無
避難所指定	その他避難所
都市計画区域／用途地域	指定なし
建ぺい率／容積率	指定なし
アクセス	・富山駅南口より車で 30 分 ・JR 高山本線「越中八尾駅」より車で 5 分 （コミュニティバス運行） ・北陸自動車道「富山 IC」又は「富山西 IC」より車で 25 分
参考価格	建物価格：276,285,349 円 土地価格：2,401 円／m ² [貸付料] 土地貸付料：725,580 円／年間 建物貸付料：21,626,440 円／年間 土地および建物貸付料：22,352,020 円／年間

(4) 建物配置図



(5) 平面図



(6) 施設内部写真

[校舎]



[中庭]



[グラウンド]



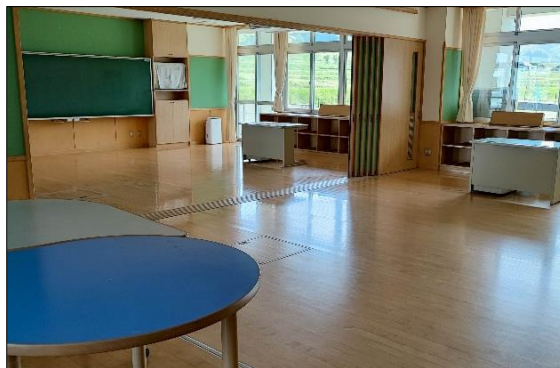
[プール]



[廊下]



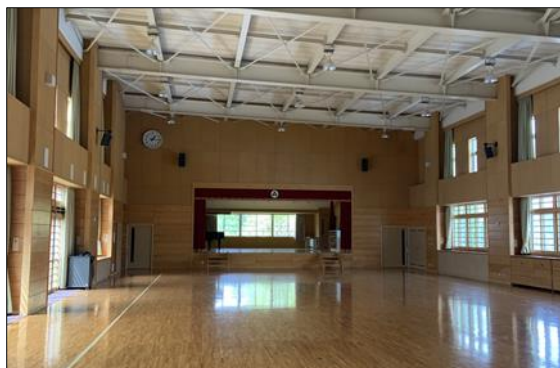
[普通教室・学習室]



[調理室]



[檜の子ホール]



(7) 維持管理費用実績

分類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
電気	3,506,124 円	4,089,627 円	4,277,100 円
ガス	270,779 円	268,866 円	230,945 円
水道	639,749 円	537,262 円	556,512 円

※プールの使用に伴う水道料を含む。

※プールの容量は 150 m³。